

(広報資料)

平成 25 年 5 月 14 日  
交 通 局  
(担当 企画総務部財務課 TEL863-5095)

## 交通局におけるダンピング受注防止対策等のための入札・契約制度の 改正について

交通局では、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画に基づき、市内中小企業の受注機会の拡大とダンピング受注防止対策等のための入札制度の抜本的改革・運用改善を行っています。

平成24年度に引き続き、更に徹底的なダンピング受注防止対策等を進めるため、工事及び工事関連の業務委託の入札・契約制度を下記のとおり改正し、本年6月1日入札公告分から実施します。

### 記

#### 1 最低制限価格制度の適用範囲の拡大（地下鉄に係る特定設備案件（信号設備、駅務機器、受変電設備、ホームドア設備）及び政府調達に関する協定の適用案件を除く。）

ダンピング受注防止対策を徹底するため、工事の最低制限価格制度の適用範囲を最大限にまで拡大するとともに、最低制限価格制度の適用対象外であった総合評価方式適用工事に最低制限価格制度を適用します。

また、これまで、測量と補償調査のみに導入していた工事関連の業務委託の最低制限価格制度を、設計をはじめとする全ての業務委託に導入します。（政府調達に関する協定の適用案件を除く。）

##### ◆工事の最低制限価格制度の適用範囲

予定価格2億円以下 ⇒ 政府調達に関する協定の適用基準額〔19億4千万円〕未満

##### ◆工事関連の業務委託の最低制限価格制度の適用対象業務

測量及び補償調査の業務委託 ⇒ 全ての業務委託（政府調達に関する協定の適用案件を除く。）

#### 2 一部工事の予定価格の事後公表への移行

これまで、全ての工事の予定価格を事前公表してきましたが、入札の適正な競争性を確保することで、更なるダンピング対策を進めるため、政府調達に関する協定の適用工事（19億4千万円以上の工事）の予定価格を事前公表から事後公表へと移行します。

### 3 最低制限価格の事後公表への移行

平成24年度から予定価格2億円超の低入札調査基準価格については事後公表を実施していますが、予定価格1億円超の最低制限価格についても事前公表から事後公表へ移行します。

◆低入札調査基準価格又は最低制限価格の事後公表の適用範囲

予定価格2億円超の工事 ⇒ 予定価格1億円超の工事

### 4 市内中小企業の受注機会の拡大の促進

市内中小企業の受注機会の拡大を図るため、工事請負契約約款及び入札公告において、下請契約並びに資材及び原材料の購入契約には市内中小企業を選定するよう努めなければならないことを明記します。

【平成25年6月から実施予定の適用区分（工事）】

	最低制限価格制度と低入札価格調査の適用区分			事後公表と事前公表の適用区分	
	総合評価方式以外		総合評価方式	予定価格	低入札調査基準価格又は最低制限価格
	右記以外	地下鉄に係る特定設備			
W T O 19億4千万円以上	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度	(現行は事後公表なし) 事後公表	事後公表    事前公表
2億円	(現行の範囲) ↑	(変更なし)	(現行の範囲) ↑	(現行の範囲)	
1億円	最低制限価格制度	最低制限価格制度		事前公表	
5千万円					